

国民年金についてのお知らせ

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に届きますので、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付対象者

毎年1月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人(被保険者ご本人あて)

送付時期

毎年10月から11月および2月初旬頃

【問合せ先】

日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
役場税務住民課 ☎75-4118

年金生活者支援給付

年金に上乗せして給付金を支給する制度です。以下の要件をすべて満たしている人が対象です。

①老齢基礎年金を受給している人

- ・65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ・請求される人の世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・「前年の公的年金等の収入金額」と「その他の所得」との合計が909,000円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受けている
- ・前年の所得が4,794,000円以下である

対象者には日本年金機構から封筒が届きます！

手続きは、封筒の中のカギに氏名・電話番号・提出日を記入して切手を貼ってポストへ投函してください。

【給付金専用ダイヤル】 0570-05-4092

こんにちは！

第4回

地域おこし協力隊

浅野めぐみです



茨城県出身。宮城県の大学で観光まちづくり学を専攻。出会った智頭町の人々のあたたかさに心を動かされ、卒業と同時に移住。現在は地域おこし協力隊として、毎日奮闘中。智頭町が誰かにとっての「第二の故郷」となるような、心温まる場所をつくりたい。その想いを胸に、地域の皆さんと共に力を合わせ、日々活動を行っています。

耳をすませば ～智頭で感じた優しい音色～

第3回でお話しした、みたらじ(インターネットラジオ)の収録をしていると、ゲストの方がよく「智頭の魅力は、自然の音が聞こえることですね」と話してくださいます。そのときは「なるほど」と思う程度でしたが、あらためて耳を澄ませてみると、鳥の声、風に揺れる木々のざわめき、川のせせらぎ……町のあちこちに優しい音色が満ちていることに気づきました。

先日、久しぶりに東京へ出かけたことからです。駅や道路では車のエンジン音、人の話し声、工事の音が絶えず響き、思わず驚いてしまいました。普段は気にも留めない雑音に、心も体もすっかり疲れてしまったのです。私は耳が敏感で、高いモスキート音なども聞こえてしまうのですが、智頭ではそうした不快な音に悩まされることがなく、本当に心が楽になります。そのとき、智頭で過ごす日々がどれほど静かで、どれほど心を落ち着けてくれるものなのか、あらためて思い知らされました。

最近読んだ本に、「現代人の疲れの多くは精神的なものであり、その原因のひとつに“環境音”も含まれている」と書かれていました。その一文を読んだとき、私は深くうなずいてしまいました。

静けさの中に、自然が奏でる音があるそれは、暮らしの中で見過ごしがちな智頭町の豊かさであり、都会では決して得られない贅沢なのだと感じています。

